

第 3 部

学識経験者の意見

令和6年度(対象:令和5年度の事務事業)滑川市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて、学識経験を有する者の意見を聴いた。

1 学識経験者(評価委員)

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 業 ・ 職 歴
相 山 馨	富山国際大学子ども育成学部教授
廣 田 仁美	元田中小学校教頭、元富山大学附属幼稚園副園長
藤 井 克弘	元早月中学校長、元滑川市教育センター所長

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

2 意見聴取日等

令和6年9月11日(水) 評価委員会の開催による意見聴取

(評価委員、教育委員、教育長、事務局職員)

3 令和5年度実績に対する学識経験者の主な意見

○学校教育の充実について

- ・不登校の児童生徒が年々増加している。教育支援センター「あゆみ」を利用している児童生徒については近況が把握できると思うが、利用せずに自宅等で過ごしている児童生徒について適切な対応をお願いしたい。
- ・引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを適切に配置し、相談体制の構築に努めてほしい。
- ・幼小接続に係わっているが、必要性を感じていない教職員がいたため、その必要性について周知してほしい。
- ・奨学資金については各年度により予算が限られていると思うが、貸与・給与の決定の際には公平性を保てるように検討してほしい。

- ・社会に学ぶ14歳の挑戦事業について、市で一括して公募する等の方法は取れないのか。学校が一社ずつ受け入れのお願いに回っているため、教職員の負担が少なくなるようにできないか。
- ・GIGAスクール構想の実現に向けて、他の自治体では安かろう悪かろうの業者に保守管理を委託していることもあると聞いている。引き続き、適切に対応できる業者に業務を委託してほしい。
- ・要・準要保護生徒就学援助事業について、中学校では「クラブ活動費」という名称はなくなったので、名称を変更したらどうか。

○生涯学習の推進について

- ・男女共同参画推進事業について、啓発活動や公開講座を引き続き行ってほしい。
- ・青少年健全育成事業について、市内を巡回しても効果は薄いのではないか。

○子育て支援について

- ・ひとり親家庭等緊急生活資金貸付事業については令和5年度で廃止となったが、ニーズがあれば滑川市社会福祉協議会につなぐ等の対応をとってほしい。
- ・保育所の施設について、子どもたちの健康等を考えて計画的な整備に努めてほしい。
- ・放課後児童対策事業についてはお金だけの問題ではなく、支援員の人員を確保することが大事である。引き続き、支援員の人員の確保に努めてほしい。

4 令和4年度実績に対する学識経験者の主な意見への対応について

○学校教育の充実について

- ・ 小学校英語活動推進事業について、引き続き力を入れていただきたいが、予算措置をして事業を実施したということよりも、全国学力学習調査や他の評価基準等で、その成果がどう表れているかを示して欲しい。また、科学・理数・ものづくり教育推進事業についても、長く年数をかけて実施しており、学ぶことへの意欲や興味関心等のデータを把握して、その成果を見えるようにして欲しい。

(対応)

科学・理数・ものづくり教育推進事業は令和5年度より「探究・科学教育推進協議会」において探究力・思考力・判断力・表現力等を育む教育やICT教育を総合的に推進することを目的として取り組んでいる。

その中で、毎年「科学の時間」についての児童生徒アンケート調査を行い、学ぶことへの意欲や興味関心、学び方などについてのデータを収集し、次年度の事業の改善に活かすよう努めている。

- ・ 全国で不登校児童が増加している。居場所づくりや人と人との交流の仕方等、その子の特性に応じたきめ細かい支援を、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、またはフリースクール等と連携して推進していただきたい。

(対応)

校内教育支援センターを令和6年度より試行的に2校で設置しており、今後、市内で必要な学校に設置できるよう準備を進めていきたい。また、令和5年度からはオンラインなめりかわ塾による不登校児童への支援も実施しており、今後も関係機関と連携して支援を推進していく。

- ・ 学校給食において地場産の使用率が減少傾向にある。他の部局や企業と連携しながら増加に向けて事業を推進していただきたい。

(対応)

地場産野菜の使用については、地産地消コーディネーターを中心として、農業者による野菜の収穫時期や収穫量とこちらが希望する

野菜の種類や量を情報交換し、採れたての地場産野菜をふんだんに使用した献立となるよう努めている。また毎週、共同調理場の職員が、市内の野菜直売所へ足を運び、直接農業者とも情報交換し、献立を考案している。今後も農林課などと連携し、地場産野菜の使用率の向上に努めていく。

- ・引き続きスタディ・メイトの人数が増加するように尽力していただきたい。また、出来るだけ各学校に公平に配置をするようお願いする。

(対応)

今後も必要に応じてスタディ・メイトを拡充し、各学校への公平な配置に努めていく。

○生涯学習の推進について

- ・社会教育活動総合事業について、教養講座等の学ぶ場が多くあるのは良いが、生涯学習政策としては、学んだ成果を、地域課題解決のために活かすことができる人材の育成となるよう、そのような仕組み作りをしていただきたい。

(対応)

各生涯学習関係施設で実施している教養講座では、生徒として受講していた人が、能力を高めて講師となるケースもある。学んだ成果をもとに地域の活性化や改革などの行動を起こす人の支援について検討してまいりたい。

- ・青志会館や地区公民館等、多くの建物が老朽化している。財源が決まっている中、大変ではあるが、修繕の優先順位を明確にして管理に取り組んで欲しい。

(対応)

例年秋に各施設の修繕を要する箇所について調査しており、その中で優先順位をつけて予算要求しているところであり、今後も適切な管理に取り組んでまいりたい。

- ・これからは、公民館がデジタル人材の核となる。地区公民館だけで

なく、自治公民館も Wi-Fi 整備の補助をする等、引き続き検討して欲しい。

(対応)

自治公民館の運営については、各自治会によるものであり、市ではコミュニティ施設整備資金の貸付や自治公民館建築費補助金があるが、Wi-Fi 整備については自治会での対応をお願いしたい。

○スポーツの推進について

- ・競技志向と健康志向のスポーツの事業をバランスを良く充実して実施して欲しい。

(対応)

健康づくりのきっかけとなるなめりかわ健康ポイント事業や市民参加型のスポーツイベント等の充実を図るとともに、競技力向上に繋がるスポーツ行事や激励費の支給など、競技志向・健康志向の事業に偏りが出ないように引き続き取り組んでまいりたい。

- ・中学校部活動の地域移行について、生徒の数が減少する中、場所と人材と予算の確保のため、企業の支援を求める等、工夫をしてほしい。また、実証事業をとおして生徒の声を反映して欲しい。

(対応)

富山県部活動応援企業登録制度等、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会の確保、充実に向けた支援体制の整備が進められている。本市においては、同制度の登録企業から3名の指導者を派遣いただいており、指導者の確保や活動の充実につなげることができている。今後も企業等、地域の協力・支援をいただき、子どもたちのスポーツ・文化活動の維持、充実に努めたい。

また、アンケート調査等を実施し、生徒の声を反映したよりよい環境の整備に向けて努めたい。

- ・青雲閣の跡地問題同様、みのわテニス村においても、みのわ温泉を含めた一体の施設として、その利活用について、事業の見直しを図って欲しい。

(対応)

青雲閣跡地の利活用と同様に、みのわ温泉を含めた周辺整備については、幅広く意見や提案を受けながら、将来において施設に必要と考えられる機能などについて、公民連携なども視野に入れたうえで、引き続き全庁的な視点で協議を進めたいと考えている。

滑川市教育委員会教育に関する事務の点検及び評価実施要綱

平成21年 1 月23日教育委員会議決

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、滑川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 点検及び評価は、毎年度、その前年度における教育委員会の運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

2 点検及び評価を行うに当たっては、法第27条第2項に定める学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図るものとする。

(学識経験者)

第3条 学識経験者は、滑川市の教育に関して学識経験を有する者のうちから3人を教育委員会が委嘱する。

2 学識経験者の任期は2年とする。ただし、補欠の学識経験者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者は再任されることができる。

(報告書の作成等)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、滑川市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け等により公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会事務局学務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成21年 1 月23日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱される学識経験者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年 3 月31日までとする。